

○社会労働委員会

内閣提出法律案（二〇件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
27	国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六、二二	付託 六、二三 （予） 修 六、六四 正 六、六七	付託 六、二三 （予） 修 六、六四 正 六、六七	六、六七衆へ回付 六、二衆同意
28	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	〃	二、二三	（予） 二、二三 可 六、六四 決 六、六七	二、二三 修 四、五 正 五、九	
29	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、二三	（予） 三、七 可 六、六四 決 六、六七	二、二四 修 五、三〇 正 五、三二	
31	職業訓練法の一部を改正する法律案 右により「職業訓練法」の題名を「職業能力開発促進法」に改正	〃	二、二三	（予） 四、四 可 四、四五 決 五、二〇	二、二四 可 四、二 決 四、四	
59	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案	〃	三、二九	五、一七 修 六、六 正 六、六七	四、五 修 五、四 正 五、七	六、七衆へ回付 六、二衆同意
60	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	三、二九	五、一七 可 六、六 決 六、六七	四、五 可 五、四 決 五、七	
78	児童手当法の一部を改正する法律案	〃	四、一九	六、一七 可 六、一八 決 六、一九	五、二九 修 六、三 正 六、四	

衆議院議員提出法律案（二〇件）

1	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 付託 議決 可決	衆議院 付託 議決 可決	備考
		国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案	社会労働委員長 (五、三二八)	五、三二八	五、三二九	五、三二八 (予) 五、三三〇 可決	五、三三二 可決	

101 2	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆へ提 出月日	参議院 付託 議決 了	衆議院 付託 議決 了	備考
		101国会案 公衆浴場法の一部を改正する法律案	糸久八重子君 外 五名 (五、三六〇)			五、三六 未		
6		戦時災害援護法案	片山甚市君 外 五名 (四、一九)	四、二三		四、一九 未	(予) 四、二三	
5		林業労働法案	目黒今朝次郎君 外 一名 (四、一七)	四、二三		四、一七 継 統 審 査	(予) 四、二三	
4		育児休業法案	中西珠子君 外 二名 (四、一六)	四、一九		四、一六 未	(予) 四、一九	

34	33	23	22	21	17	16	15	10
栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案	優生保護法の一部を改正する法律案	地域福祉保健活動の推進に関する法律案	情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法案	職業安定法の一部を改正する法律案	家内労働法の一部を改正する法律案	定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案	原子爆弾被爆者等援護法案	雇用保険法の一部を改正する法律案
長 社会労働委員 (六一三)	長 社会労働委員 (五九、六一三)	外 沼川洋一君 四 名 (四一九)	外 多賀谷貞稔君 五 名 (四一八)	外 多賀谷貞稔君 五 名 (四一八)	外 大橋敏雄君 四 名 (四二〇)	外 村山富市君 九 名 (四一九)	外 森井忠良君 十四 名 (四三三)	外 池端清一君 三 名 (三三三)
六一四	六一四	四二四	四三三	四三三	四三三	四三三	四五	三三二
六一四	六一四							
六二七	六二七	(予) 四二四	(予) 五二四	(予) 五二四	(予) 四三三	(予) 四三三	(予) 四五	(予) 三三三
可 決 六一八	可 決 六一八							
可 決 六一九	可 決 六一九							
		四二四	四三三	四三三	四三三	四三三	四五	三三二
		継	未	未	継	継	未	継
		統			統	統		統
可 決 六一四	可 決 六一四	審	了	了	審	審	了	審
		査			査	査		査

国会の議決を求めるの件（一四件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
1	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）	衆議院	〇、六七	付託委員会決議	付託委員会決議	
2	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）	衆議院	〇、六七	付託委員会決議	付託委員会決議	
3	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）	衆議院	〇、六七	付託委員会決議	付託委員会決議	
4	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）	衆議院	〇、六七	付託委員会決議	付託委員会決議	
5	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）	衆議院	〇、六七	付託委員会決議	付託委員会決議	
6	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）	衆議院	〇、六七	付託委員会決議	付託委員会決議	
7	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）	衆議院	〇、六七	付託委員会決議	付託委員会決議	
8	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）	衆議院	〇、六七	付託委員会決議	付託委員会決議	
						継続審査 （社会労働）

14	13	12	11	10	9
<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）</p>
衆					
六〇、六七					
六〇、六七 (予)					
(社公労働) 継続審査					

国会の承認を求めるの件（二件）

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
5	地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件	衆	六〇、四二六	付託 委員 託会 議決 議承 認	付託 委員 託会 議決 議承 認	

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二七号）

要旨

本法律案は、老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、厚生年金等の拠出制年金について特例スライドを実施するとともに、福祉年金及び諸手当についてもこれに準じた給付の改善を行うこと等を内容とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金の物価スライドの特例措置に関する事項

昭和六十年年度において、昭和五十九年度までの累積消費者物価上昇率が五パーセントを超えない場合であつても、三・四パーセントの年金額の特例的な改定措置を講ずることとし、厚生年金保険及び船員保険については昭和六十年四月分から、国民年金については昭和六十年五月分から、それぞれ実施すること。

二、福祉年金に関する事項

1 老齢福祉年金の額を、月額二万五千六百円から二万六千五百円に引き上げること。

2 障害福祉年金の額を、一級障害について月額三万八千四百円から三万九千八百円に、二級障害について月

額二万五千六百円から二万六千五百円に、それぞれ引き上げること。

3 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を、月額三万三千三百円から三万四千五百円に引き上げること。

三、特別児童扶養手当に関する事項

特別児童扶養手当の額を、障害児一人につき、月額二万五千六百円から二万六千五百円に、重度障害児一人につき、月額三万八千四百円から三万九千八百円に、それぞれ引き上げること。

四、福祉手当に関する事項

福祉手当の額を、月額一万八百円から一万二千二百五十円に引き上げること。

五、施行期日

この法律は、昭和六十年六月一日から施行すること。ただし、物価スライドの特例措置に関する規定については、公布の日から施行すること。

修正要旨

この法律は、「公布の日」から施行し、昭和六十年年度における年金額の物価スライドの特例措置について、厚生年

金保険及び船員保険は昭和六十年四月一日、抛出国民年金は同年五月一日から適用すること。

また、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額の引上げについては、同年六月一日から適用すること。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案及び承認案件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、厚生年金保険及び船員保険、抛出国民年金について、三・四％の特例的な物価スライド措置を行うとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げることです。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、厚生年金保険及び船員保険、抛出国民年金について、三・四％の特例的な物価スライド措置を行うとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げることです。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の主な内容は、戦傷病者、戦没者遺族等に対する障害年金、遺族年金等の額を恩給法に準じて引き上げること、公務扶

助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給すること等であります。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括議題として審議を進め、年金スライドのあり方、一般戦災者の援護、中国残留日本人孤児の受け入れ対策、被爆者に対する援護等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、自由民主党・自由国民会議を代表して佐々木理事より施行期日等に関する修正案が提出され、次いで、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案それぞれについて、日本共産党を代表して安武委員より修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党より国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について反対、自由民主党・自由国民会議より三案について、原案賛成、日本共産党提出の修正案に反対、自由民主党・自由国民会議提出の修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、まず、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、自由民主党・自由国民会議提出の修正案並びに修正部分を除く原案はそれぞれ多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次いで、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について諮りましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、本法律案は多数

をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

また、恒久平和への決意及び被爆者対策の充実に關し、本委員会は、二度とあのような惨禍に見舞われることのないよう改めて恒久平和への決意を表明するとともに、政府は、死没者を含めた実態調査を行い、さらに被爆者の被害の実態に即応した対策の充実に努めるべきである旨の決議を行いましたことを申し添えます。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案の主な内容は、労働者派遣事業を、常用雇用労働者のみで行う特定労働者派遣事業と、一般労働者派遣事業に区分し、前者は届け出制、後者は許

可制とすること。労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業務等を除き、専門的な知識、技術、経験を要する業務及び特別の雇用管理を要する業務のうち、中央職業安定審議会の意見を聴いて政令で定める業務に限って行うことができることとする。労働者派遣事業を行う者についての欠格事由等を定め、事業停止命令等の措置を講ずることとする。労働者派遣契約に派遣労働者の具体的な就業条件を定めることとし、正当な組合活動を行ったこと等を理由とする派遣契約の解除を禁ずること等の措置を講ずることとする。派遣元事業主に、派遣労働者の就業・教育訓練の機会の確保等のための努力、派遣労働者に対する就業条件の明示等適正な雇用管理を行わせることとし、派遣先に派遣先責任者の選任等適正な就業管理を行わせることとする。労働基準法等の使用責任を明確化することとし、基本的には派遣元の事業主が使用責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとすること等であります。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案の成立施行に伴って必要とされる関係法律の整備のための規定及び経過措置を定めるほか、これにあわせて、民間の職業紹介事業、労働者募集及び労働組合が行う労働者供給事業につき、その労働力需給調整機能が効果的に発揮されるよう現行規制の簡素合理化等の改正を行うものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、参考人からの意見聴取を行うとともに、終身雇用との関係、派遣先における団体交渉・協議、派遣先の使用者責任、派遣に関する料金、派遣的労働の実態等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案について、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して佐々木理事より、労働者派遣期間についての制限措置、派遣先における派遣労働者の苦情の迅速な解決のための措置に関する修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党及び日本

共産党よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議より原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、まず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案について諮りましたところ、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合提出の修正案並びに修正部分を除く原案はそれぞれ多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について諮りましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、二法律案に対し附帯決議が付されております。次に、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めの件について申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出

張所の設置等を行うことについて、国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

1 障害年金の額の引上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、第一項症の場合、現行の四百六万八千円を昭和六十年四月分から四百二十一万円、同年八月分から四百二十四万円

に増額するとともに、扶養加給の額についても引き上げること等とすること。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金（先順位者）の額を、恩給法に準じて引き上げ、現行の百三十七万円を昭和六十年四月分から百四十一万五千円、同年八月分から百四十四万円とするとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る遺族年金等の額についても引き上げること等とすること。

二、未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて、現行の十万六千六百六十円を昭和六十年四月分から十万九千九百十円、同年八月分から十一万二千元に引き上げること。

三、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に関する事項

昭和六十年四月一日における戦没者の遺族で、同一の戦没者に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに、特別弔慰金として額面三十万円、十年償還の国債を支給すること。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用すること。（衆議院修正）

委員長報告

一四七ページ参照

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

要旨

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にあるものに支給する医療特別手

当の額を、月額十万四千四百円から十万八千円に引き上げること。

二、特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を、月額三万八千四百円から三万九千八百円に引き上げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額の引上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万五千八百円から三万七千円に引き上げること。

四、健康管理手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかっているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万五千六百円から二万六千五百円に引き上げること。

五、保健手当の額の引上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を、月額二万五千六百円から二万六千五百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を、月額一万二千八百円から一万三千三百円に引き上げること。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十年六月一日から適用すること。（衆議院修正）

委員長報告

一四七ページ参照

職業訓練法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

要旨

本法律案は、近年における経済社会情勢の変化に対応し、事業主の行う多様な職業能力の開発・向上を促進する施策を充実するとともに、公共職業訓練について、地域の経済社会の実情等に即応して弾力的な訓練を実施することができよう所要の改正を行うものであり、その主な内容は次

のとおりである。

一、題名の改正

法律の題名を「職業能力開発促進法」に改めること。

二、総則の改正

1 職業能力開発促進の基本理念について、職業生活の全期間を通じて段階的・体系的に行われるものとして規定すること。また、職業訓練の基本理念を、労働者の自発的努力を助長するように配慮するものとなるよう改めること。

2 国・都道府県の責務について、事業主その他の関係者の自主的努力を尊重しつつ、事業主の講ずる措置の奨励に努めるものとするよう改めること。

三、職業訓練に関する規定の改正

1 事業主がその雇用する労働者に対して行う職業能力開発促進の措置について、多様な方法により職業訓練を実施するほか、必要に応じ、他の施設により行われる教育訓練を受けさせること又は有給教育訓練休暇の付与その他必要な援助等により、職業能力の開発・向上を促進することとする。また、事業主は、このような措置に関する計画を作成するように努めるとも

に、計画の作成・実施等の業務を担当する職業能力開発推進者を選任するように努めなければならないものとする。

2 国・都道府県は、事業主等に対して、職業能力開発推進者の講習等を行うように努めなければならないものとする。また、国は、必要な情報・資料の提供等を行うために特別の措置を講ずることができるものとする。

3 公共職業訓練について、委託訓練制度の積極的活用を図るとともに、訓練基準の弾力化を図るよう改めること。また、公共職業訓練施設の長は、職業訓練を受ける者の就職について必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

四、職業訓練施設の経費に対する補助方式の改正
都道府県立職業訓練施設の運営費についての補助方式を負担金方式から交付金方式に改めること。

五、その他
職業訓練基本計画を職業能力開発基本計画に、都道府県職業訓練計画を都道府県職業能力開発計画に改めること。また、養成訓練・能力再開発訓練のうち一定のもの

については、労働省令で定める資格を有する者が担当することができるように改めること。

六、施行期日

この法律は、昭和六十年十月一日から施行すること。ただし、職業訓練施設の経費に対する補助方式の改正については、公布の日から施行すること。

委員長報告

一七一ページ参照

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案（閣法第五九号）

要旨

本法律案は、最近における経済社会の進展を背景とする労働力の需要・供給両面における多様かつ著しい変化に対応するため、労働者派遣事業の制度を創設して、職業安定法に基づく関係制度と相まって労働力需給の迅速・的確な調整を促進するとともに、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、労働者派遣事業の適正な運営の

確保に関する措置及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置等を定めるものである。

なお、衆議院において、労働者派遣事業の許可申請書・届出書に添付する事業計画書等への労働者派遣に関する料金等の事項の記載義務等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

1 労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業務等を除き、専門的な知識、技術、経験を必要とする業務及び特別の雇用管理を必要とする業務のうち、中央職業安定審議会の意見を聴いて政令で定める業務に限って行うことができることとする。

2 一般労働者派遣事業（特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業）を行おうとする者は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならないが、労働大臣は、許可をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならないこと。

3 特定労働者派遣事業（派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業）を行おうとする者

は、事業所ごとに、届出書を労働大臣に提出しなければならないこと。

4 労働者派遣事業の許可申請書・届出書に添付する事業計画書及び派遣元事業主が労働大臣に提出する事業報告書には、労働者派遣に関する料金等の事項を記載しなければならないこと。（衆議院修正による追加）

5 一般労働者派遣事業について、許可の欠格事由、許可の基準を定めるとともに、許可の取消し、事業停止命令を定めること。

6 特定労働者派遣事業について、事業開始の欠格事由を定めるとともに、事業廃止命令・事業停止命令を定めること。

7 派遣元事業主は、海外派遣をしようするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならないこと。（衆議院修正による追加）

二、派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

1 労働者派遣契約の当事者は、契約の締結に際し、派遣労働者の具体的な就業条件等を定めなければならないこと。

なお、派遣元事業主は、海外派遣に係る労働者派遣

契約の締結に際し、派遣先が、派遣先責任者の選任、

派遣先管理台帳の作成等その他派遣就業が適正に行われるために必要な措置を講ずべき旨を定めなければならないこと。（衆議院修正による追加）

2 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として労働者派遣契約を解除してはならないこと。

3 派遣元事業主は、派遣労働者の就業・教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定のための措置を講ずることにより、その福祉の増進を図るよう努めなければならないこと。

4 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、その旨を明示しなければならないこと。

また、派遣労働者として雇い入れた労働者以外の労働者（「労働者派遣の対象とする旨の労働協約又は就業規則の定め適用を受ける労働者」の衆議院修正による追加）を、新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、その旨を明示し、その同意を

得なければならないこと。

5 派遣元事業主は、派遣労働者又は派遣先との間で、正当な理由なく、雇用関係終了後の派遣労働者の派遣先への雇用を禁止する旨の契約を締結してはならないこと。

6 派遣元事業主は、派遣先責任者を選任するとともに、派遣元管理台帳を作成しなければならないこと。

7 派遣先は、派遣労働者から申出を受けた苦情の的確な処理その他派遣就業が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

8 派遣先は、派遣先責任者を選任するとともに、派遣先管理台帳を作成しなければならないこと。

9 労働基準法等の適用に関し特例規定を設けること。すなわち、労働基準法等の使用者責任を明確化することとし、派遣労働者については、基本的には派遣元の事業主が使用者としての責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理、労働者の安全衛生の確保等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとする。

三、その他

1 この法律は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しないこと。

2 労働大臣は、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営等を確保するために必要な指導・助言をすることができること。

また、労働大臣は、労働省令で定める場合を除き、専ら特定の者に対し役務を提供することを目的として労働者派遣事業が行われていると認めるときは、当該事業の目的・内容を変更するように勧告することができること。（衆議院修正による追加）

3 改善命令、報告の徴収及び立入検査の権限について定めるほか、罰則規定を定めること。

4 この法律の施行後二年を経過した場合において、必要があるとき認めるときは、この法律の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。（衆議院修正による追加）

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範

囲内において政令で定める日から施行すること。

修正要旨

一、派遣元事業主は、労働者派遣の期間については、労働大臣が当該労働力の需給の適正な調整を図るため必要があると認める場合において適用対象業務の種類に応じ当該労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して定める期間を超える定めをしてはならないものとする。

二、派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者から当該派遣就業に関し、苦情の申出を受けたときは、当該苦情の内容を当該派遣元事業主に通知するとともに、当該派遣元事業主との密接な連携の下に、誠意をもつて遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図らなければならないものとする。

委員長報告

一四七ページ参照

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第六〇号）

要旨

本法律案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の施行に伴い、関係法律についての所要の整備を行うとともに、これに併せて民営職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、労働基準法の一部改正

中央労働基準審議会の審議事項に労働者派遣法（労働基準法等の適用に関する特例等に係る部分に限る。）の施行等に関することを加えること。

二、職業安定法の一部改正

1 政府の行う業務に、労働者派遣事業を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督することを加えるとともに、中央職業安定審議会の調査審議事項に労働者派遣法の施行に関することを加えること。

2 労働者派遣法に規定する労働者派遣は労働者供給に含まないものとする。

3 実費職業紹介と営利職業紹介とを統合すること。

4 有料の職業紹介事業を行う場合の保証金の額の定め方について、その上限を法定する方式から求職者及び求人者の保護等を考慮して中央職業安定審議会に諮問の上労働大臣が定める方式に改めるとともに、有料の職業紹介事業の許可について、期間満了ごとに新規の許可を受ける方式から許可の有効期間を更新する方式に改めること。

5 労働組合法による労働組合に準ずるものに関して無料の職業紹介事業の許可を行うに当たっては、中央職業安定審議会の諮問を要しないものとする。

6 無料の職業紹介事業の許可の有効期間を二年から三年に延長するとともに、期間満了ごとに新規の許可を受ける方式から許可の有効期間を更新する方式に改めること。

7 届出により無料の職業紹介事業を行うことができる者として、専修学校、職業訓練施設等の長を加えること。

8 文書募集について、通勤圏外から行う場合の通報制を廃止するとともに、文書募集を行うおうとする者は、業務内容等の明示に当たつては、誤解のないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならないものとする。

9 直接募集について、通勤圏外から行う場合の許可制を届出制に改めること。

10 労働組合法による労働組合に準ずるものについても労働者供給事業を行うことができるものとする。

三、施行期日

この法律は、労働者派遣法の施行の日から施行すること。

委員長報告

一四七ページ参照

児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）

要旨

本法律案は、義務教育終了前の児童を含む三人以上の児

童を養育する家庭を対象としている現行制度を改め、次代を担う児童の養育費を社会的に分担し、児童の健全育成の基本的な場である家庭の経済的な基盤強化に資するという児童手当制度の意義に照らし、当面、児童二人以上を養育している家庭に支給対象を拡大するほか、児童手当の支給期間を義務教育就学前とする等の措置を講ずるものである。なお、衆議院において、就学猶予者及び免除者については、当該就学猶予又は免除期間中（最長十五歳まで）手当を支給する旨の修正が行われている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、支給要件

義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童を養育する父母等に児童手当を支給することとする。

二、手当月額

児童手当の月額、今回新たに支給対象となる第二子については二千五百円、第三子以降については五千円とする。

三、制度の検討

この法律による児童手当制度については、費用の負担の在り方を含め、その全般に関して更に検討が加えられ、

その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

四、児童手当の支給要件に係る特例等

1 昭和六十一年六月から昭和六十六年五月までの月分の児童手当に係る所得制限額は、老齢福祉年金の受給権者に係る所得制限額を勘案して政令で定めるものとする。

2 昭和六十一年六月から昭和六十六年五月までの間、児童手当に係る所得制限により児童手当が支給されない被用者又は公務員であつて、政令で定める一定の所得未満のものに対し、二（手当月額）に掲げる額の特例給付を行うものとし、当該特例給付のうち、被用者に係るものについては、一般事業主から徴収する拠出金をもつて充てるものとする。

五、施行期日

この法律は、昭和六十一年六月一日から施行すること。

六、児童手当の支給要件等に関する暫定措置

1 この法律の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までの間、改正後の児童手当法（新法）による児童手当は、この法律の施行の日において満二歳未満の児童

を含む二人以上の児童又は義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童を養育する父母等に支給するものとする。

2 昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間、新法による児童手当は、六十二年度当初において満四歳未満の児童を含む二人以上の児童又は六十二年度当初において満九歳未満の児童（小学校三年生以下）を含む三人以上の児童を養育する父母等に支給するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案は、支給対象児童の範囲及び支給期間に係る改正等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童を養育する父母等に児童手当を支給するものとする、手当月額を第二子については二千五百円、第三子以降の児童については五千円とすること、一定期間、

所得制限によって手当を受給できない被用者等について特例給付を行うものとする事、制度全般の検討に関する規定を設けること等であります。

委員会におきましては、児童手当制度の位置づけ、支給対象範囲・支給期間、所得制限のあり方、財源、児童健全育成策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党より修正案が提出されました。次いで討論に入りましたところ、日本社会党より原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議より原案に賛成、修正案に反対、日本共産党より原案に反対、修正案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販

売することができる期間を、五年間延長するものであります。

次に、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案の主な内容は、管理栄養士の登録はすべて管理栄養士国家試験によるものとし、栄養士試験を廃止するとともに、栄養改善上特別の給食管理が必要な集団給食施設につき、管理栄養士を置かなければならないこととする等の措置を講ずるものであります。

以上二案は、質疑もなく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

国民年金法等の一部を改正する法律案（第一百回国会閣法第三六号）

要旨

本法律案は、人口構造の高齢化等の社会的経済的諸環境の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を確保するための公的年金制度の一元化等の改革の一環として、国民年金制度の適用を拡大し基礎年金を支給する制度に改め、船員保険の職務外年金部門を厚生年金保険

へ統合し、国民年金及び厚生年金保険の給付の適正化等を行うとともに、日常生活において常時特別の介護を要する二十歳以上の在宅重度障害者に特別障害者手当を支給する制度を創設すること等を内容とするものである。

なお、衆議院において、夫婦がともに六十五歳に到達するまでの間における老齢厚生年金の水準、三級障害にかかるとる障害厚生年金の水準、子のない妻及び父母に対する遺族厚生年金の要件等について所要の修正が行われている。

改正案の主な内容は次のとおりである。

一、国民年金法改正関係

1 被保険者の資格に関する事項

国民年金制度を全ての国民に共通の基礎年金を支給する制度として位置づけ、被保険者の範囲を、厚生年金保険の被保険者及びその被扶養配偶者であつて二十歳以上六十歳未満の者にまで拡大すること。

2 基礎年金給付に関する事項

(1) 基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金とし、昭和三十六年四月一日以後の公的年金各制度への加入期間に基づく給付とすること。

(2) 老齢基礎年金は、施行日において六十歳未満の者

を対象に、六十五歳から月額五万円（以下金額はすべて五十九年度価格）を支給すること。ただし、保険料納付の不足期間がある場合はその分を減額し、被保険者期間が二十五年に満たない者には、支給しないこと。

(3) 障害基礎年金は、障害認定日において政令で定める障害等級表に定める程度の障害の状態にある者に對し、一級月額六万二千五百円、二級月額五万円を支給することとし、障害基礎年金の受給者に生計を維持されている子があるときは、一定の加算を行うこと。ただし、初診日前に保険料納付済期間が、加入期間の三分の二以上であること。

なお、二十歳前の傷病による障害者についても障害基礎年金を支給すること。

(4) 遺族基礎年金は、被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満了した者が死亡したときに、その者によつて生計を維持されていた十八歳未満の子を有する妻又は十八歳未満の子に對し支給すること。ただし、死亡者の保険料納付済期間が、加入期間の三分の二以上であること。

妻に支給する遺族基礎年金の額は月額五万円とし、生計を維持されている子があるときには、障害基礎年金と同様の加算を行うこと。

3 費用負担に関する事項

(1) 基礎年金の給付に要する費用は、国民年金の保険料、国庫負担及び厚生年金保険制度からの拠出金によつて賄うものとする。

(2) 国民年金の保険料は、昭和六十一年四月から月額六千八百円とし、段階的に引き上げるものとする。ただし、厚生年金保険の被保険者及びその被扶養配偶者は、個別の保険料負担を要しないこと。

(3) 国庫負担は、原則として基礎年金の給付に要する費用に一元化し、その負担率は三分の一とすること。

二、厚生年金保険法改正関係

1 被保険者の資格に関する事項

被保険者は、適用事業所に使用される六十五歳未満の者（厚生年金保険と国民年金の二制度に同時加入）とすること。

なお、五人未満事業所についても段階的に厚生年金保険を適用すること。

2 給付に関する事項

(1) 老齢基礎年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者期間を有するときには、老齢厚生年金を支給することとし、その額は、平均標準報酬月額千分の七・五に被保険者期間の月数を乗じて得た額に加給年金額を加算した額とすること。

なお、この乗率は、昭和八十一年までの二十一年間で千分の十から千分の七・五まで逡減すること。

(2) 老齢基礎年金の資格期間を満たした後、六十歳以上で退職し被保険者資格を失っている者には、当分の間、六十五歳まで独自の給付として老齢厚生年金（定額部分プラス報酬比例部分）を支給すること。

(3) 障害厚生年金は、国民年金の障害基礎年金の対象となる障害（一、二級）が、厚生年金保険の被保険者期間中に生じたものであるときに支給するものとし、その額は、平均標準報酬月額の千分の七・五に被保険者期間の月数を乗じて得た額とすること。ただし、被保険者期間が二十五年に満たないときは、二十五年とみなして計算し、一級の年金額は、この一・二五倍とすること。

なお、障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金の障害等級表に該当するときは、独自の障害厚生年金（二級）を支給すること。

(4) 遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者であつて遺族基礎年金の資格期間を満たしている者、一、二級の障害厚生年金の受給者、老齢基礎年金の資格期間を満たしている者が死亡したときに遺族に支給するものとし、その額は、平均標準報酬月額額の千分の七・五に被保険者期間の月数を乗じて得た額の四分の三とすること。ただし、死亡した者の被保険者期間が二十五年に満たないときは二十五年とみなして計算すること。

なお、中高齢の子のない寡婦がうける場合は、月額三万七千五百円の加算を行うこと。

3 保険料率
保険料率は、男子千分の百二十四、女子千分の百十三とし、女子の保険料率については、男子の保険料率との格差是正を図ること。

4 その他
女子の老齢年金の支給開始年齢を、昭和七十五年に

六十歳となるよう段階的に引き上げるほか、中高齢者の老齢年金の受給資格期間の特例（いわゆる中高齢十五年）、任意継続被保険者制度及び坑内員、船員の被保険者期間計算の特例（三分の四倍）を、所要の経過措置をもつて廃止すること。

三、船員保険法改正関係

船員保険の職務外年金については、年金一元化の趣旨にかんがみ、制度的に同一の内容を有する厚生年金保険に統合することとし、職務上の年金についても、所要の改正を行うこと。

四、特別児童扶養手当等の支給に関する法律改正関係

1 特別障害者手当の創設
二十歳以上であつて、精神又は身体の重度の障害により、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある者（身体障害者療護施設等に入所している者を除く）に、特別障害者手当として月額二万円を支給することとし、支給に要する費用は、国がその十分の八を、都道府県又は市町村が十分の二を負担すること。

2 福祉手当に関する事項

二十歳未満の重度障害児については、従来どおり福祉手当を支給し、二十歳以上の従来の福祉手当受給資格者について、所要の経過措置を講ずること。

五、施行期日

原則として、昭和六十一年四月一日とすること。

修正要旨

一、坑内員及び船員であつた期間について被保険者期間を計算する場合には、施行日から五年間は十分の十倍すること。

二、厚生年金保険の女子被保険者の保険料率について、毎年の引上げ幅を千分の一・五ずつとすること。

三、施行日前に国民年金任意加入期間を有する障害年金受給権者については、政令の定めるところにより、その任意加入期間に応じて一時金を支給すること。

四、基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して今後検討が加えられるべきものとする。

五、厚生年金保険法の年金たる保険給付の額について、諸事情に著しい変動が生じた場合のすみやかな改定の措置

に関する規定を改め、「国民の生活水準その他の諸事情」とあるのを「国民の生活水準、賃金その他の諸事情」とすること。

六、二十歳未満の自営業者等の取扱いについては、厚生年金保険の適用事業所に使用される者との均衡等を考慮して今後検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の主なる内容は、第一に、国民年金制度を国民共通の基礎年金を支給する制度として位置づけ、国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者にも拡大することとし、厚生年金保険制度は、原則として基礎年金に上乗せする報酬比例の給付としての年金を支給する制度に改めるほか、船員保険の職務外年金については厚生年金保険に統合すること。第二に、将来に向けての給付水準の適正化を図るため、四十年加入の基礎年金の水準を昭和五

十九年度価格で月額五万円とするとともに、厚生年金保険の報酬比例の年金の乗率について二十年の経過期間を設けて段階的に引き下げることに。第三に、二十歳前の障害についても障害基礎年金を支給すること。第四に、基礎年金の給付に要する費用は、国民年金の保険料、厚生年金保険の拠出金及び国庫負担で賄うこととし、国庫負担は基礎年金に要する費用に一元化すること。第五に、精神または身体の重度の障害により、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある二十歳以上の在宅の重度障害者に対し、月額二万円の特別障害者手当を支給すること等であります。

委員会におきましては、大阪市、仙台市での地方公聴会、参考人からの意見聴取、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、文教委員会、農林水産委員会及び運輸委員会と連合審査を行うとともに、基礎年金の水準とその財源、年金財政の将来見通し、無年金者対策、婦人の年金権、障害者の年金、年金制度と雇用対策との連携等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議及び民社党・

国民連合を代表し、佐々木理事より、坑内員・船員期間の被保険者期間計算及び厚生年金保険の女子被保険者の保険料率等についての修正案が提出され、提案者に対する質疑が行われました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議及び民社党・国民連合より原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案（第一百回国会閣法第四一号）

要旨

本法律案は、近年における離婚の急増等母子家庭をめぐる諸状況の変化にかんがみ、年金制度の補完として発足した児童扶養手当制度を基本的に見直し、母子家庭の生活の

安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする福祉制度に改めるものである。

なお、衆議院において、支給対象となる児童の範囲を現行どおり法律及び政令で定めることとし、いわゆる「未婚の母」についてもこの手当を支給すること、施行期日を昭和六十年八月一日（離婚した父の所得により手当を支給しないとする規定に係る部分は政令で定める日）とすること等の修正が行われている。

改正案の主な内容は次のとおりである。

一、手当額の引上げ

手当額を、児童一人の場合、月額三万二千七百円から三万三千円に引き上げ、児童二人の場合、月額三万七千七百円から三万八千円に引き上げること。

二、支給要件

父母が婚姻を解消した児童についての手当は、当該児童の父の所得が政令で定める額以上であるときは、特別の事情がある場合を除き、支給しないものとする。

三、請求期限

手当の認定の請求は、手当の支給要件に該当するに至った日から起算して五年を経過したときは、することが

できないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないこと。

四、支給期間

手当は、十八歳未満の児童を対象に、原則として七年間を限度として支給するものとする。ただし、児童が義務教育終了前である場合には、七年経過後も義務教育終了まで支給できるものとする。

五、支給制限

手当は、受給資格者の所得が政令で定める額以上であるときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないものとし、手当額を所得に応じた二段階制とすること。

六、費用の負担

手当の支給に要する費用について、地方負担を導入することとし、本法施行後の新規認定分から国が十分の八、都道府県が十分の二を負担するものとする。

七、施行期日

この法律は、昭和六十年八月一日から施行すること。ただし、二の離婚した父の所得により手当を支給しないとする規定に係る部分については、離婚した父の児童に

対する扶養義務の履行の状況、当該父の所得の把握方法の状況等を勘案し、政令で定める日から施行すること。

修正要旨

児童扶養手当の支給期間は、期限を設けることなく、支給すべき事由が消滅するに至るまで支給することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、近年における離婚の急増等母子家庭をめぐる諸状況の変化にかんがみ、年金制度の補完として発足いたしました児童扶養手当制度を基本的に見直し、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする福祉制度に改めるものであります。

その主な内容は、父母が婚姻を解消した児童についての手当は、当該児童の父の所得が政令で定める額以上であるときは、特別の事情がある場合を除き、支給しないものと

すること。手当額を児童一人の場合月額三万二千七百円から三万三千元に引き上げること。手当の認定の請求期限を五年とすること。手当は、十八歳未満の児童を対象に、原則として七年間を限度として支給するものとし、七年経過後も義務教育終了まで支給できるものとする。手当は、受給資格者の所得が政令で定める額以上であるときは、その全部または一部を支給しないものとする。手当の支給に要する費用は、国が十分の八、都道府県が十分の二を負担するものとする。等であります。

委員会におきましては、離婚した父の所得制限、手当額の段階制、支給期間の有期化、地方負担導入、父の扶養義務の履行確保等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議を代表し、佐々木理事より、手当の支給期間は、期限を設けることなく、支給すべき事由が消滅するまで支給することとする等の修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合より、それぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議よ

り原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。
討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案（第一百一回国会閣法第八三号）

要旨

本法律案は、女子の雇用をめぐる諸情勢の著しい変化等にかんがみ、また、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准に備えるため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されるよう立法措置を講ずる一方、労働基準法を改正し、母性保護措置を拡充するとともに、それ以外の女子保護措置を廃止又は緩和しようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日について修正がなされ

ている。

衆議院送付案の主な内容は次のとおりである。

一、勤労婦人福祉法の一部改正

1 法律の題名を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改正すること。

2 事業主は、募集・採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように、また、配置・昇進について、女子労働者に対して男子と均等な取扱いをするように、努めなければならないものとする。また、これらの事項に関し、労働大臣は、関係審議会の意見を聴いて、指針を定めることができるものとする。

事業主は、労働省令で定める教育訓練及び福利厚生並びに定年・解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとする。また、事業主は、婚姻・妊娠・出産を退職理由として定めてはならず、婚姻・妊娠・出産・産前産後休業を理由として、女子労働者を解雇してはならないものとする。

3 事業主は、配置・昇進等一定の事項に関し、女子労働者

働者から苦情の申出を受けたときは、その自主的解決を図るよう努めなければならぬものとする。

4 都道府県婦人少年室長は、女子労働者と事業主との間の紛争の解決につき援助を求められた場合には、必要な助言・指導・勧告をすることができるものとする。

5 都道府県婦人少年室に、委員三人から成る機会均等調停委員会を置くものとし、同委員会は、関係当事者に対し調停案の受諾を勧告することができるものとする。なお、都道府県婦人少年室長は、一定の紛争について、調停の申請があつた場合で必要と認めるときは、関係当事者の同意に基づき、同委員会に調停を行わせるものとする。

6 国は、妊娠等を理由として退職した女子に対する職業指導等が効果的に実施されるように配慮するものとする。

事業主は、妊娠等を理由として退職した女子に対する再雇用特別措置、その雇用する女子労働者についての育児休業等を実施するよう努めなければならないものとし、国は、これらに関し、事業主に対し、援助

を行うよう努めるものとする。

二、労働基準法の一部改正

1 工業的事業に従事する満十八歳以上の女子について、時間外労働の制限を、一週間につき六時間、一年につき百五十時間とすること。また、非工業的事業に従事する満十八歳以上の女子について、時間外労働の制限を、四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間につき一週間当たり六時間以上十二時間以下の範囲内で命令で定める時間、一年につき百五十時間以上三百時間以下の範囲内で命令で定める時間とし、休日労働の制限を四週間につき命令で定める日数とすること。

2 命令で定める管理職・専門職について、時間外・休日労働の制限を廃止すること。

3 命令で定める管理職・専門職、品質の急変し易い食料品の製造・加工等深夜業が必要とされる業務に従事する短時間労働者、深夜業に従事することを申し出て使用者が行政官庁の承認を受けた者である満十八歳以上の女子について、深夜業を認めるものとする。

4 臨時の必要のため坑内の業務に従事する一定の女子

について、坑内労働を認めるものとする。

5 使用者は、妊産婦を、重量物を取り扱う業務その他妊娠・出産・哺育等に有害な業務に就かせてはならないものとする。また、これらの業務のうち、妊娠・出産に係る機能に有害な業務については、妊産婦以外の女子の就業も制限するものとする。

6 多胎妊娠の場合の産前休業期間を十週間とすること。

7 産後休業期間を八週間（うち強制六週間）とすること。

8 使用者は、妊産婦が請求した場合には、時間外・休日労働、深夜業をさせてはならないこと。

9 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、生理日に就業させてはならないこと。

三、施行期日

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。ただし、労働省の婦人主管局長の権限等に関する規定等は、公布の日（政府原案では、昭和五十九年七月一日）から施行すること。

修正要旨

一、この法律が法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとるものであることを明らかにすること。

二、女子労働者の福祉の増進の本旨は、女子労働者が母性を尊重されつつしかも性別により差別されることなくその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営み、及び職業生活と家庭生活との調和を図ることができるようになることであることを明らかにすること。

三、この法律による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び労働基準法第六章の二（女子）の規定について、この法律の施行後適当な時期において、その施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の

確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、勤労婦人福祉法の名称を、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律に改めるとともに、その内容を男女の均等な機会及び待遇の確保の促進を図るという観点から抜本的に改正することであり、すなわち、募集、採用、配置、昇進について女子と男子を均等に取り扱うよう努めなければならないこと、定年、解雇について女子であることを理由として差別的取り扱いをしてはならないこと等事業主の責務を新たに規定するほか、男女の均等な取り扱いに関する紛争解決のための措置、妊娠、出産、育児のため一たん退職し再就職をしようとする女子の就業の援助の措置等を定めております。

第二に、労働基準法を改正し、妊娠、出産にかかわる母性保護措置を拡充する一方、それ以外の女子保護措置について廃止または緩和することであり、すなわち、産前産後休業の延長等を行う一方、女子の時間外・休日労働の規制、深夜業の規制、危険有害業務の就業制限等について、現行規制を廃止または緩和することとしております。

委員会におきましては、公述人からの意見聴取を行うとともに、女子の労働権、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約と本法案との関係、募集、採用等に関する事業主の努力義務規定、機会均等調停委員会の調停の問題、深夜業禁止の一部解除、育児休業の普及等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと思います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議を代表し佐々木理事より、目的、基本的理念、見直し規定に関する修正案が、また、日本共産党を代表し安武委員より、本法律案の全部を修正する修正案が、それぞれ提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘より、それぞれ原案並びに自由民主党・自由国民会議及び日本共産党提出の両修正案に反対、自由民主党・自由国民会議より、原案並びに自由民主党・自由国民会議提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に反対、日本共産党より、原案並びに自由民主党・自由国民会議提出の修正案に反対、日本共産党提出の修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党・自由国民会議提出の修正案並びに修正部分を除く原案は多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次に、職業訓練法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の主な内容は、法律の名称を、職業能力開発促進法に改めるとともに、職業能力開発促進の基本理念について、職業生活の全期間を通じ、段階的、体系的に行われるものとして明確にすること、職業能力開発推進者の制度を新たに設け、事業内における開発促進体制を整備すること、公共職業訓練施設について、委託訓練の積極的活用及び訓練基準の弾力化を図るよう改めること、都道府県立職業訓練施設の運営費の補助方式を負担金方式から交付金方式に改めること等であります。

委員会におきましては、技術革新、高齢化社会の進展に対応する職業訓練の拡充、公共職業訓練のあり方、職業能力開発推進者の選任、都道府県立職業訓練施設の運営費補助方式の改正等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党より原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、昨今の社会経済情勢にかんがみ、昭和五十九年度において年金額等の改定を実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、昭和五十七年度及び昭和五十八年度の累積消費者物価上昇率が五パーセントを超えない場合であっても、年金額の特例的な改定措置を講ずること。

二、年金額の改定率は二パーセントとし、厚生年金保険及び船員保険については本年四月から、国民年金について

は本年五月から、それぞれ実施すること。

三、老齢福祉年金の額を、月額二万五千六百円に引き上げ、本年六月から実施するとともに、その他の福祉年金の額についても引き上げること。

四、特別児童扶養手当の額を、福祉年金に準じて、本年六月から改定するとともに、福祉手当の額についても引き上げること。

委員長報告

ただいま議題となりました国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主なる内容は、厚生年金保険及び船員保険について本年四月から、国民年金については本年五月から特例的な物価スライド措置として二%の引き上げを行い、また、福祉年金、特別児童扶養手当、福祉手当の額を本年六月から引き上げようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党より修正案が提出され、次いで討論に入りましたところ、日本共産党より原案に反対、修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

優生保護法の一部を改正する法律案（衆第三三三号）

要旨

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期間を、昭和六十五年七月三十一日まで延長するものである。

委員長報告

一六〇ページ参照

栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案（衆第三四号）

要旨

本法律案は、専門職としての栄養士及び管理栄養士の資質、ひいてはその地位の向上を図るとともに、特に栄養改善上の必要性が高い集団給食施設について、専門職である管理栄養士の指導が確保できる体制を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、栄養士法の改正

1 栄養士免許は、すべて厚生大臣の指定した養成施設を卒業した者に対して与えるものとし、栄養士試験は廃止するものとする。

2 管理栄養士の登録は、すべて管理栄養士国家試験に合格した者について行うものとし、大学である栄養士養成施設のうち特別の指定を受けたものを卒業した者について、無試験で管理栄養士の登録を行うこれまでの制度は廃止するものとする。

3 管理栄養士国家試験については、大学である栄養士養成施設のうち特別の指定を受けたものを卒業した者

については、管理栄養士国家試験の一部を免除するものとする。

二、栄養改善法の改正

栄養改善上特別の給食管理が必要な集団給食施設の設置者は、その施設に一人以上の管理栄養士を置かなければならないものとする。

三、施行期日等

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行することとし、栄養士の免許及び管理栄養士の登録についての所要の経過措置並びに栄養士試験についての暫定措置を講ずるものとする。

委員長報告

一六〇ページ参照

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるとの件（閣承認第五号）

要旨

労働基準監督署及び公共職業安定所に関し、行政改革の一環として、その一部を整理統合するとともに、近年の地域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を図る必要が生じてきている。

本件は、昭和六十年において行う予定の右の理由による再編整理に伴い、札幌東労働基準監督署ほか労働基準監督署五箇所並びに上越南公共職業安定所及び同所上越北出張所ほか公共職業安定所及びその出張所三箇所の設置等を行うことについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてきたものである。

委員長報告

一四七ページ参照